

独立行政法人日本貿易振興機構 第四期中期計画

平成27年4月

最新改定 平成30年2月

独立行政法人 日本貿易振興機構

独立行政法人 日本貿易振興機構 第四期中期計画 目次

1. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置.....	1
(1) 対日直接投資の促進	1
(2) 農林水産物・食品の輸出促進	3
(3) 中堅・中小企業など我が国企業の海外展開支援.....	5
(4) 我が国企業活動や通商政策への貢献.....	9
2. 業務運営の効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置	12
(1) 一般管理費及び業務経費の効率化	12
(2) 組織体制・運営の見直し	13
(3) 調達方法の見直し.....	14
(4) 人件費管理の適正化	14
(5) 厳格な評価と費用対効果の分析に基づく業務運営	14
(6) 民間委託（外部委託）の拡大等.....	15
(7) 業務の電子化.....	15
3. 財務内容の改善に関する事項	16
(1) 自己収入拡大への取組.....	16
(2) 運営費交付金の適切な執行に向けた取組	16
(3) 保有資産の有効活用等に係る見直し.....	16
(4) 決算情報・セグメント情報の公表の充実等.....	17
4. 予算（人件費の見積もりを含む）、収支計画及び資金計画	17
5. 短期借入金の限度額.....	17
6. 財産の処分に関する計画	17
7. 剰余金の使途	17
8. その他主務省令で定める業務運営に関する事項.....	18
(1) 施設・設備に関する計画	18
(2) 人事に関する計画.....	18
(3) 積立金の処分	19
(4) 中期目標期間を超える債務負担.....	19
9. その他業務運営に関する重要事項	19
(1) 内部統制	19
(2) 情報管理.....	19
(3) 情報セキュリティの強化	20
(4) 安全管理.....	20
(5) 顧客サービスの向上及び認知度の向上	20

1. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置

日本貿易振興機構（以下「機構」という）は、その強みである国内外のネットワークや海外ビジネス支援に精通した人材の厚み等を最大限に活かしながら、以下に掲げる業務の実施を通じて、政府の成長戦略を踏まえて中期目標に定められた、国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を着実に達成し、我が国経済・企業の成長や地域経済の活性化等に貢献する。事業実施においては、顧客及び政府・自治体など機構の運営に関わる関係者の変化するニーズ・期待を的確に捉え、他国の貿易投資振興機関を比較参考し、また、民間支援企業の動向も踏まえ、事業の優先順位、事業実施方法を着実に見直していく。国内外の政府・自治体・支援機関・民間団体等と積極的に連携することで、限られた資源の中で最大限の事業成果を生み出すよう努める。さらに、営業マインドを持って中小企業をはじめとする新たなサービス利用者を開拓していくほか、事業実施についての厳格な評価と業務の見直しを通じて、より質の高いサービスの提供を行う。機構の取り巻く状況の大きな変化を踏まえ、機構の強みである人材に関し、研修、OJT を通じ不断にその能力向上を図ることにより、提供するサービスの向上を実現する。

<機構の強み>

- ・ 国内外に張り巡らされた活動拠点、国内外の政府・自治体・貿易投資振興機関・研究機関・民間企業・商工団体等とのネットワーク
- ・ 過去半世紀以上にわたって組織・人材に蓄積された知見・経験・ノウハウ・情報、それに対する国際的な信頼性
- ・ 非営利の公的機関としての中立的立場、公的機関として政府と民間を繋ぐ役割

(1) 対日直接投資の促進

中期目標で定められた誘致成功件数（大型等特定誘致案件目標を含む）等の目標を実現するべく、国内外のネットワークや外部専門家を積極的に活用しつつ、国内外での誘致体制を抜本的に強化し、以下の取組を行う。中期目標で定められた誘致成功件数（470 件）については、平成 27 年度に 110 件、平成 28 年度 115 件、平成 29 年度 120 件、平成 30 年度 125 件（うち大型等特定誘致案件（60 件）については、各年度 15 件）の達成を目指す。

平成 27 年度補正予算（第 1 号）により追加的に措置された交付金については、「一億総活躍社会の実現に向けて緊急に実施すべき対策」（平成 27 年 11 月 26 日一億総活躍国民会議取りまとめ）及び「総合的な TPP 関連政策大綱」（平成 27 年 11 月 25 日 TPP 総合対策本部決定）の海外企業誘致等への支援のために措置されたことを認識し、地方実務担当者向け外国企業誘致研修等支援事業のために活用する。

平成 29 年度補正予算（第 1 号）により追加的に措置された交付金については、生産性革命の実現を図るために措置されたことを認識し、ベンチャー企業支援事業のために活用す

る。

①国内外の誘致体制の抜本的な強化

国内外事務所における誘致担当者の大幅な増員に加え、特定産業分野や投資実務に精通した外部専門家を活用して、ターゲットとする企業の経営者の目線に立った積極的な営業活動・広報戦略を展開する。

海外においては、誘致担当職員と外部専門家が企業訪問等を行うことで、誘致候補となる有望な外国企業の情報を的確に把握し、適切なタイミングで日本への進出を働きかけるとともに、在外公館や諸外国の貿易投資振興機関とのセミナー等の共催、業界団体等への共同訪問などの連携を行い、有望な企業への情報提供や投資誘致を実施する。

国内においては、外国企業を母国語で支援できる体制を整えつつ、国内での誘致担当者を増員し、外部専門家の知見も活用して、外国企業に対する日本市場に関する情報提供や日本でのビジネスモデルの提案、訪日支援等を行い、誘致成功につなげる。また、既進出外国企業の追加・拡張投資案件（二次投資）の発掘・支援に取り組む。

加えて、日本企業との資本提携や業務提携等を望む外国企業と、我が国企業・金融機関等とのマッチングを行う。

こうした取組に関し、国内外で「産業スペシャリスト」を活用するとともに、本部又は主要な国内外事務所に「対日投資誘致専門員」や「地方展開支援専門員」を配置しながら、有望企業の情報を収集し、有望企業に対して日本でのビジネスを積極的に提案しつつ、具体的な投資プロジェクトを発掘、支援していく。

②情報発信の強化

総理、閣僚、大使、自治体首長等によるトップセールス活動を積極的に支援するとともに、現地での対日直接投資セミナー・シンポジウムを開催することにより、我が国政府や自治体が対日直接投資を歓迎している姿勢を世界に発信する。また、我が国市場の魅力やインセンティブ情報等を紹介するパンフレット、マーケット・レポート等のコンテンツの充実を図り、メディアやウェブサイト等を活用して、外国企業に対する情報発信を積極的に展開する。さらに、「国家戦略特区」における規制改革や企業立地インセンティブの海外広報や利用の働きかけを通じ、同特区への外国企業誘致に注力する。

③経済波及効果の高い重点分野への支援

対日直接投資誘致支援を行うに当たっては、対内直接投資残高増や我が国・地域への経済的効果の観点から、大型投資や大規模雇用が見込める生産拠点や産業の高度化に貢献する研究開発拠点及び地域統括拠点を設立する案件、我が国の地域経済の活性化や産業基盤を強化するなど一定の経済効果が見込まれる案件等の誘致に重点を置く。特に、環境・再生可能エネルギー、医療、観光等、市場の拡大が見込まれるとともに外国企業ニーズの高い分野における誘致活動に注力する。また、これまで対日直接投資の多かった欧米、アジア地域のみならず、対日直接投資の可能性のある企業が増加している中東・中南米などの

新興国からの投資誘致にも取り組む。

④地方創生との連携

外国企業の誘致に積極的な自治体と一体となって実施する活動を通じ、二次投資を含む外資系企業の誘致促進に向けた支援を行い、地方創生に貢献する。例えば、自治体が策定する産業振興戦略の中に外国企業の誘致戦略を位置づける提案や、ターゲット企業へのアプローチ方法、企業向けインセンティブや外国人駐在員の生活支援策等の提案を行う。外国企業の誘致に際しては、各地の対日投資ビジネスサポートセンター（IBSC）を積極的に活用するとともに、IBSC が設置されていない都市でも更なる誘致支援機能の強化を図る。なお、IBSC 神戸については、廃止を念頭に、自治体との協議を進め、常設オフィスの廃止や自治体への事業移管等の具体的方策について検討する。

また、国家戦略特区に指定された自治体と外国企業に対するワンストップ支援拠点の整備を協力して行う。具体的には、国家戦略特区での設置が検討されている、登記、税務、年金等に係る必要な各種申請のための窓口を集約した「開業ワンストップセンター」と連携して、機構が支援している外国企業にワンストップセンターの利用を促すほか、ワンストップセンターの利用企業に対して機構の支援サービスを提供することで、効率的、効果的な企業誘致を行う。

⑤ビジネス環境の改善に向けた政策提言

対日直接投資に必要な制度・行政手続に関する相談や規制改革要望の受付等、外国企業に対する包括的な支援を行う中で、対日ビジネス環境改善に資する外資系企業からの声を集め、政府関連会議・関係省庁等に対して、日本を世界で最もビジネスをしやすい国にするための政策提言等を行う。

⑥東京オリンピック等に関連した対日直接投資誘致等の取組

東京オリンピック・パラリンピックやラグビーワールドカップ 2019 といった我が国で開催される国際的に注目の高いイベント（以下「東京オリンピック等」という）の開催に向けて、訪日観光客の増加やインフラの整備など国内でのビジネスチャンスの拡大が見込まれる中、観光、健康・スポーツ、インフラなど外国企業による関心の高まる産業分野での対日直接投資誘致活動を積極的に展開するとともに、ジャパン・ブランドの発信や訪日観光客の誘致の取組と連携しつつ行う。

（2）農林水産物・食品の輸出促進

中期目標で定められた目標を実現するべく、以下の取組を行う。中期目標で定められた輸出支援件数については年平均 3,200 件以上、かつ、2017 年度及び 2018 年度で年平均 4,160 件（うち農林水産物・食品輸出支援件数（延べ社数）3,200 件、海外におけるプロモーション・ブランディングによる支援件数（延べ数）960 件）の達成を目指す。また、

輸出成約金額（見込含む）については、平成 27 年度 115 億円、平成 28 年度 125 億円、平成 29 年度 210 億円、平成 30 年度 226 億円の達成を目指す。

取組に際しては、政府の「国別・品目別輸出戦略」におけるオール・ジャパンでの取組に対応し、政府、自治体、品目別輸出団体等の業界団体との連携を効率的、効果的に実施するべく、品目別の支援体制を構築する。また、政府目標の 1 年前倒しの達成に貢献するべく、農林水産物・食品の輸出促進にミッションを特化した新たな組織（日本食品海外プロモーションセンター）を機構内に創設する。

平成 29 年度補正予算（第 1 号）により追加的に措置された交付金については、「総合的な T P P 等関連政策大綱（平成 2 9 年 1 1 月 2 4 日 T P P 等総合対策本部決定）」に基づいて措置されたことを認識し、農林水産物・食品のグローバル市場開拓に向けた支援事業のために活用する。

①オール・ジャパンでの取組支援

品目別輸出団体等が行うジャパン・ブランドの確立、輸出に向けた事業者育成及びマーケティングなど商流構築に向けた支援を行う。

②輸出相談窓口としてのワンストップ・サービスの強化

事業者の幅広いニーズに対応できるよう、国別・品目別マーケティング情報や検疫等制度情報等を収集・蓄積するとともに、事業者迅速かつ容易に情報提供できるよう、ウェブサイト及びテーマ別・品目別のセミナーを充実させる。

検疫等の輸入関連制度に関しては、事業者が直面する課題や改善要望を的確に把握し、政府当局への情報共有を行うとともに、検疫や食品安全規制等の解禁、緩和が行われたタイミングを捉えて、品目別輸出団体と連携し、適切な事業を展開する等の取組を行う。

全国内事務所に設置している輸出相談窓口では、個別の事業者からの相談に対してきめ細かく対応するとともに、相談事項の蓄積と分析を行い効果的な情報提供ができる体制を整える。

③海外でのマーケティング活動の強化

現在主流の日系の卸売・小売業者を通じた商流に加え、現地系の商流を開拓し、これまで以上に海外での販売ルートを拡大するため、品目別輸出団体及び現地バイヤーのニーズや事業効果を踏まえつつ、海外見本市や国内外の商談会を開催する。また、マーケティングやプロモーション、現地バイヤーの発掘や日本製品の PR、販路の拡大及び海外消費者ニーズやライフスタイルの把握等を行うための拠点を設置するなど海外でのマーケティング活動を強化する。

また、事業者が主体的に輸出戦略を策定し、着実に販路開拓ができるように、実践的なマーケティング手法の提供や商社・物流会社等とのマッチング機会の設定を行い、事業者の輸出体制作りを支援する。

さらに、機構内に創設する日本食品海外プロモーションセンターにより、ブランディン

グやプロモーション等の強化を図る。

④食と関連製品・サービス産業との連携

単なる産品や商品ごとの輸出の促進にとどまらず、「和食」及び「日本食」を核としつつ関連製品やサービス、観光など周辺ビジネスと連携した取組を行う。また、クールジャパンの取組との連携を通じて、外食産業の海外展開支援、日本産品の訴求力をより高めた効果的な輸出促進活動、日本食のブランド確立に向けた取組を行う。

⑤地域の農林水産物・食品輸出の取組

地方創生の観点から、地方の農林水産物の輸出を拡大するため、自治体や農業団体等の関係機関との連携を強化し、一次産品を中心とした地方の特色ある農林水産物・食品の輸出支援をさらに発展させるとともに、同種の品目を扱う地域間での連携や近隣地域間での連携を支援し、共同輸出等新たなモデル構築による成功例の創出を目指す。

(3) 中堅・中小企業など我が国企業の海外展開支援

中期目標で定められた目標を実現するべく、以下の取組を行う。その際、(a) 日本からの輸出や海外進出・現地事業支援まで一貫して取り組み、(b) 多数の企業を対象とする支援事業と個別企業への支援事業を重層的に実施しつつ、(c) 企業の海外展開の段階を常時把握し必要な支援を提供することで、拡大・深化する企業の海外展開ニーズに的確に対応した事業展開を行う。特に、中期目標で定められた新たな輸出・投資等の海外展開成功社数の年平均 400 社の創出に向けて、海外展開実現の途上にある個別企業の継続支援を行いながら、国内事務所が地元金融機関や関係機関と連携して有望企業を発掘し、それら企業に寄り添って、機構が有する様々な支援ツールを組み合わせたきめ細やかな支援を行うとともに、専門家を活用した個別企業支援（ハンズオン支援）を充実させ、その達成を目指す。

さらに、海外展開支援を行うに当たっては、対日直接投資の促進や訪日観光客の誘致などに繋がる海外の有望な企業情報や案件情報を機構内で適切に共有し、双方向での効果的・効率的な事業実施を行う。

平成 27 年度補正予算（第 1 号）により追加的に措置された交付金については、「一億総活躍社会の実現に向けて緊急に実施すべき対策」（平成 27 年 11 月 26 日一億総活躍国民会議取りまとめ）及び「総合的な TPP 関連政策大綱」（平成 27 年 11 月 25 日 TPP 総合対策本部決定）の中堅・中小企業など我が国企業の新市場開拓等への支援のために措置されたことを認識し、海外展開戦略等支援事業のために活用する。

平成 28 年度補正予算（第 2 号）により追加的に措置された交付金については、「未来への投資を実現する経済対策」（平成 28 年 8 月 2 日閣議決定）の 21 世紀型のインフラ整備の推進及び中小企業・小規模事業者の支援を図るため行う海外展開支援のために措置されたことを認識し、新市場進出等支援事業、IoT 等連携推進事業、地域未来投資促進事業のために活用する。

平成 29 年度補正予算（第 1 号）により追加的に措置された交付金については、生産性革命の実現を図るため及び「総合的な T P P 等関連政策大綱（平成 2 9 年 1 月 2 4 日 T P P 等総合対策本部決定）」に基づいて措置されたことを認識し、ベンチャー企業支援事業、海外展開等支援事業のために活用する。

①関係機関等との連携

(a) 独立行政法人中小企業基盤整備機構との連携や、機構が事務局を担い自治体、金融機関、商工団体等複数機関が協力して支援を実施する「海外展開一貫支援ファストパス制度」の活用、(b) また、海外では、機構が中核となり在外協力機関で構成される「中小企業海外展開現地支援プラットフォーム」等の活用により、個別企業のニーズに応じた支援を効率的・効果的に実施する。中小企業海外展開現地支援プラットフォームについて、現地での巡回型相談会の開催や取引候補企業の斡旋等の機能の充実を図る。

②海外展開企業の裾野の拡大、育成等

国内事務所や海外展開一貫支援ファストパス制度をはじめとする国内ネットワークを最大限に活用して、新たに海外展開に取り組む企業を含め、海外展開に意欲のある有望企業の発掘に努めるとともに、貿易投資相談対応から事業ツールの提供までの確な支援を提供する。さらに、海外展開のノウハウを提供する講座の開催など海外展開の経験が少ない企業向けのサービスメニューの拡充や外国人留学生の活用促進などグローバル人材の活用・育成支援を行う。企業のニーズに基づくミニ調査については、対応体制を充実させて、柔軟かつタイムリーに実施する。

特に、海外展開経験が少ないものの、優れた技術力等を有する地域の中核的な中堅・中小企業の発掘に努め、専門家を活用しつつ、戦略作りから商談支援、契約締結まで海外販路開拓に向けたパッケージ支援を行う。

また、ウェブサイトでの情報提供を、質・量ともに拡充するとともに、ビジネスライブラリーの運営や映像メディアを活用して、海外展開に役立つ情報・知識を幅広い顧客層に分かりやすく提供する。

③我が国が強みを有する重点分野における取組の強化

限られたリソースの中で効果的な支援を行うため、我が国が強みを有する産業、技術、ビジネス分野において重点産業・分野を定めて、海外展開を支援する。重点産業・分野として以下の分野を支援しながら、企業・政策ニーズに応じて、柔軟に対応する。

(i) サービス分野

アジア等への展開を加速させているサービス産業の海外展開を、海外マーケット情報の提供から、相談対応、ミッション派遣、商談会等のマッチング支援、ハンズオン支援まで切れ目なくかつ効果的に組み合わせる支援する。とりわけ、「和食」に代表される我が国の魅力ある食文化を背景とした外食分野や国際的に競争優位性や先進性を有する

ヘルスケア分野に重点的に取り組む。ヘルスケア分野においては、健康・医療機器など関連機器の輸出支援をサービス産業の海外展開支援と一体として行うことで効果的な事業展開を図るとともに、高齢化が進む一方で関連産業が未発達の中東等アジアにおける健康・長寿市場の開拓に注力する。また、日本各地に所在する海外展開のポテンシャルのある優れた中堅・中小サービス企業を積極的に発掘し、支援する。

(ii) 生活関連分野

日本の伝統的、あるいは現代的な感性・デザイン等を活かしたファッションや日用品等の生活関連分野の海外展開を支援する。世界的な流行発信地である欧米先進国での販路開拓支援のほか、新興国においても様々な販売促進ツールを組み合わせた「キャラバン事業」など効果的な販路開拓を行う。

(iii) コンテンツ分野

映画、アニメ、音楽、ゲームなどコンテンツ分野において、関係業界団体との綿密な連携を図りながら、海外展開支援に取り組む。海外市場動向などマーケティング情報の整備を進め、コンテンツ分野の世界的な情報発信地である欧米先進国での販路開拓支援のほか、経済産業省、株式会社海外需要開拓支援機構ほか関係省庁・機関等が行う支援事業や B to C の日本関連イベント等と海外において連携し、ジャパン・ブランドの発信と日本コンテンツの販路開拓事業を展開する。また、海外バイヤーとのマッチング事業においては、業界団体や他機関と連携して事業規模の拡大を図るなど効率的な事業実施に努める。

(iv) 機械分野

工作機械・工具、産業機械、素形材など我が国が国際競争力を有する機械分野の中堅・中小企業を支援する。生産設備の需要拡大が著しいアジア等新興国を中心に現地バイヤーの発掘、展示会・商談会、専門家によるハンズオン支援等を通じて、企業の輸出ニーズや段階に応じた柔軟な支援を行う。また、技術力に比して海外シェアが低い分野や輸出割合が低いものの海外ニーズが高い分野の企業、さらには、ニッチな分野で高い国内シェアを持つ企業など、今後輸出など海外展開の拡大が見込める分野の企業を重点的に支援する。

(v) 環境・エネルギー、インフラシステム分野

政府の「インフラシステム輸出戦略」等を踏まえ、関係省庁及び関係機関とも連携しながら、案件形成・発掘に向けた現地インフラ情報の収集、案件形成の段階から我が国企業が相手国政府関係者への関与を強めるための専門家派遣や現地要人の招へい、政策ニーズに応じた国内外でのセミナー開催等を通じて、我が国企業のインフラ分野の海外展開を支援する。

環境・エネルギー分野においては、水処理、大気・土壌汚染対策等において、ニーズ

が顕在化している国・地域に重点を置いた事業を展開するとともに、プラント等の新設や更新需要を取り込むことを目的とした事業を実施する。

④海外進出段階に応じた継続的な支援

我が国企業の海外進出支援に際しては、海外進出の検討・実現、進出後の現地事業展開、第三国展開、さらには事業の再編など、進出段階に応じた継続的な支援を実施する。その際、他機関と連携しつつ、セミナー、ミッション派遣、専門家によるアドバイスやハンズオン支援、中小企業海外展開現地支援プラットフォームなどの支援サービスを企業の状況に応じて適時、的確に提供し、企業の海外進出の成功に向けて能動的に取り組む。

また、市場の拡大が期待されており、我が国企業の関心が高まっているものの、ビジネス環境の面で課題が多い新興国等については、相手国・地域の状況に応じた事業戦略を策定しつつ、相手国政府・関係機関との連携や人的ネットワークの拡大、さらには、ビジネス環境の改善に向けた枠組みの構築などの支援体制の整備を進め、日系企業の円滑なビジネス環境を醸成する。

さらに、途上国の低中所得者層を対象とした製品で新たに市場参入を検討している日本企業の個別ビジネス案件形成を目指す BOP／ボリュームゾーンビジネスの支援や、アフリカにおける拠点設立を目指す日本企業を支援するアフリカビジネス実証事業を実施する。

⑤相手国政府との関係強化に向けた協力事業等の実施

相手国における我が国のプレゼンスを向上させ、将来的な日本企業のビジネス拡大、当該国と日本の円滑な通商政策に裨益するよう、相手国の産業・企業・人材等の育成支援や相手国の規制官庁等のキャパシティ・ビルディングなど、相手国政府や業界団体等との協力事業を展開するとともに、アジアの貿易振興機関やアフリカの投資誘致機関との交流・連携事業を実施し、相手国・地域政府との関係強化を図る。特に、アフリカにおいては、今後の「アフリカ開発会議（TICAD）」に向けて、日本企業のアフリカ投資促進、双方向の貿易拡大、地場産業や現地人材育成に向けた事業を着実に実施する。

⑥地域の国際ビジネス支援を通じた地方創生への貢献

国内事務所が中核となり、意欲のある自治体や地方の商工団体等と能動的に連携して、地域の魅力ある産業資源を活かした国際ビジネスの拡大を推進することで地方創生に貢献する。具体的には、国際ビジネスを核として地域の産業・企業が連携し成長する好循環の創出を目指して、輸出や海外進出などアウトバウンドの取組や、地域への外国企業や観光客の誘致などインバウンドの取組を必要に応じ効果的に組み合わせた地域発の連携プロジェクトを形成し、その実現を図る。

⑦ジャパン・ブランドの発信

農林水産物・食品の輸出促進、サービス分野やクリエイティブ分野の海外展開支援などを有機的に連携させて、海外におけるジャパン・ブランドの発信に取り組む。例えば、日

本政府の参加機関として国際博覧会で日本館を出展するほか、経済産業省、在外公館、観光庁・独立行政法人国際観光振興機構、株式会社海外需要開拓支援機構、業界団体等の外部関係省庁・機関と連携しつつ、海外の有力展示会等においてオール・ジャパンでのパビリオンを形成するなど、相乗効果、訴求効果の高いジャパン・ブランドの発信に取り組む。

⑧ トップセールスを活用した海外展開支援の取組

総理、閣僚、大使、自治体首長等による海外でのトップセールスなどの機会を捉え、ビジネス・フォーラムやビジネス交流会等を開催し、我が国企業の製品・サービスの PR、ビジネス環境の整備・改善に向けた相手国政府への働きかけを行う。

⑨ 訪日観光客誘致への貢献

観光庁・独立行政法人国際観光振興機構と連携して、地域製品の生産現場等の産業観光資源の情報を海外へ発信するとともに、自治体や業界団体等と連携して、海外の有力者、業界関係者、メディア、教育機関等を招へいし、地域資源の海外販路開拓と訪日観光を連動させた産業観光事業を展開する。

また、東京オリンピック等の開催を捉えた訪日観光客増加に貢献するため、発信力のあるインフルエンサー等の招へい事業や海外での観光展での広報事業を実施する。

⑩ 知的財産を活用した海外ビジネスの拡大

外国出願費用の一部助成や模倣品対策の事業の実施など、我が国企業が有する知的財産権保護の支援を行うとともに、優れた知的財産を活用した海外でのビジネス展開の促進を図るために、海外での知的財産のプロモーションやライセンス契約の締結などに向けた権利行使のための支援も行う。さらに、各国の特許庁や税関、地域の発明協会等と連携し、情報の収集・発信を行う。

⑪ イノベーションの推進、制度・ルールへの対応

「シリコンバレー・イノベーション・プログラム」などの実施を通じて、グローバルに通用する革新的な技術やアイデアを有する我が国ベンチャー企業の海外での新規ビジネス創出を強力に後押しする。また、海外の法的規制や基準・認証等の制度・ルールについて、海外の認証機関との連携等によって、的確に情報を収集し、情報提供を行うことで我が国企業の海外展開活動を支援する。

(4) 我が国企業活動や通商政策への貢献

中期目標で定められた目標を実現するべく以下の取組を行う。その際、本部、国内事務所、海外事務所及びアジア経済研究所は、相互に連携のメリットを活かして、調査・研究等の機能向上を図る。

平成 28 年度補正予算（第 2 号）により追加的に措置された交付金については、「未来への投資を実現する経済対策」（平成 28 年 8 月 2 日閣議決定）の 21 世紀型のインフラ整備

の推進を図るため行う海外展開支援のために措置されたことを認識し、新市場進出等支援事業、IoT等連携推進事業のために活用する。

①我が国企業のビジネスの進展につながる調査・情報提供

我が国企業のビジネスの具体的な進展につながるような、海外ビジネス情報を提供すべく、調査ニーズアンケート、貿易投資相談事例、内外顧客からの具体的な声などに基づき、調査内容を選定する。また、企業、自治体、団体などからの個別ニーズを踏まえた、海外ビジネス情報の調査・提供について、今後、積極的に対応を行う。

その上で、本部、国内事務所、海外事務所は、公的機関としての中立的な立場と広範な海外ネットワーク、さらには、アジア経済研究所の有する新興国を中心とした研究蓄積、その他研究機関とのネットワークを活用しつつ、海外ビジネス情報を「広く、深く」調査し、出版物、ウェブサイト、セミナー・講演会、個別ブリーフィング、メディアなど様々なチャネルを通じて提供することで、我が国企業の具体的なビジネスの進展に寄与する。

具体的には、海外の制度情報やビジネスコスト、我が国企業の海外進出の状況など、我が国企業が海外展開を行う際に役立つ基礎的な情報を国・地域横断的に収集するとともに、ビジネス環境上の課題・問題点や現地ビジネスの成功・失敗事例の収集、分析等を行うことで、より付加価値の高い調査を行う。さらに、市場の特性や我が国企業の関心に合わせて、国・地域や分野・テーマを絞り込んで、より深掘した調査を行う。例えば、新興国の市場開拓において、我が国企業のパートナーやライバルとなる欧米企業、新興国企業の経営実態や動向把握を充実させる。

また、海外の経済・政治情勢を常時把握するとともに、急激な経済変動、政治変動、大規模な自然災害など世界経済や我が国企業に多大な影響を与えうる突発的な事象に際しては、ウェブサイトなどを通じて迅速かつ確かな情報提供を行う。

この他、海外経済情勢等に関する講座の開設などを通じ、国際ビジネスに携わる人材育成に寄与する。

②国内外政府に対する政策提言

海外のビジネス環境に関する課題・問題点の分析に加え、機構が実施した各事業の現場で得られた我が国企業の海外展開に関する成果・課題等を分析し、国内外政府等に対して海外のビジネス環境の改善や我が国企業の海外展開の促進に向けた政策提言等を行う。

特に、世界のFTA、EPA等経済連携関連情報の収集を強化し、我が国が関わる経済連携については、交渉開始前、交渉段階、発効後などの段階において、研究会の開催、我が国政府の交渉に資する情報提供や政策提言、相手国政府関係者との対話等の活動を行う。また、経済連携など政策実現によって得たメリットを確実に日本企業に還元するため、普及・活用促進に力を入れる。

③アジア経済研究所における研究成果の最大化に向けた取組

アジア経済研究所は、アジア、中東、アフリカ、ラテンアメリカなど新興国・開発途上

地域の貿易の拡大と経済協力の促進に寄与する基礎的かつ総合的な調査研究を行う国の研究機関として、我が国の通商政策・経済協力政策の基盤となる研究を実施する。

その上で、中期目標において国立研究開発法人についての規定を準用して定められた目標を達成するため、研究マネジメント力を最大限に発揮し、(a) 人材の確保・育成、(b) 適切な資源配分、(c) 研究事業間の連携・融合、(d) 能力を引き出すための研究環境の整備、(e) 他機関との連携・協力を通じて、新興国・開発途上地域研究における研究成果の最大化に向けた以下の取組を行う。

(i) 政策の基礎となる研究成果の創出を通じた産業・経済・社会への貢献

我が国における最大の新興国・開発途上地域の研究拠点として、新興国等の成長戦略やグローバル化に伴う課題に重点的に取り組む。開発途上地域の現地情勢・現地語に精通した経済学、政治学等の多様な分野の研究者の集積、国内外の研究ネットワークを最大限に活用して、現地の政府、経済界、社会のニーズを掘り起こしつつ、政策立案やビジネスの基礎的材料となる付加価値の高い研究成果と政策提言を創出する。その際、本部、国内事務所及び海外事務所のネットワークを活用して収集した企業情報や産業情報等を活用しつつ、企業や政府のニーズによりの確に対応する。また、貿易・投資及び消費の拡大を軸に近年目覚ましい発展を遂げ、アフリカ開発会議（TICAD）を通じた協力に関心が高まるアフリカについての研究を重点化する。

内外の政策ニーズを先取りした即応性の高い研究課題に取り組む「政策提言研究」を実施するほか、政策担当者等への研究成果のブリーフィング等を通じて、我が国の通商政策・経済協力政策に寄与するとともに、産業界、相手国政府に対する経済・社会発展、ビジネス機会の創出等に関する政策提言を行う。

(ii) 先駆的かつ大学・企業等で実現しがたい研究成果の創出

国の研究機関としての特性を活かしながら、多様な研究者の集積と国内外の研究ネットワークを活用し、先駆的かつ大学・企業等では実施しがたい研究成果を創出する。具体的には、空間経済学に基づきアジア経済研究所が構築した「GSM」（経済地理シミュレーションモデル）の地域的拡張や応用に取り組み、国際機関、外国政府等に対する政策提言に活用する。また、アジア経済研究所が長年培ってきたアジア国際産業連関分析を基礎として開発した「付加価値貿易分析」の普及と応用に取り組む。

さらに、グローバルバリューチェーン（GVC）に世界的な関心が高まる中、付加価値貿易をはじめとする最先端の研究をリードするため、GVC 研究拠点を整備する。

(iii) 国際共同研究等の推進を通じた世界への知的貢献

WTO、OECD、UNIDO、ADB、ERIA 等の国際機関や新興国・開発途上地域を含む海外の大学・研究機関等との共同研究を推進し、国内外の優れた研究人材を活用しながら、世界への知的貢献を目指す。特に、ERIA については、ASEAN 経済共同体（AEC）設立など東アジアの経済統合に向けた知的貢献のため、共同研究や研究支援を推進する。また、こ

れら業務に研究事業の高度化を担う研究マネジメント人材を重点的に配置していく。

(iv) 成果普及及びキャパシティ・ビルディングへの貢献等

研究成果は、出版、国際シンポジウム・セミナー開催、ウェブサイト等を通じて、政策担当者、メディア、経済界、国民各層に対して提供する。アジア 24 カ国・地域を対象とするアジア動向分析事業を実施し、その成果を『アジア動向年報』（年刊）及びウェブサイトで提供するほか、アフリカ、中東、中南米の地域別の雑誌発行（ウェブ版を含む）を通じた成果普及を行う。また、新たに国内の大学と連携した形でのセミナー・講演会の開催を図る。

開発専門家育成のため開発スクール（IDEAS）を運営しアジア経済研究所の途上国開発に関する研究成果の蓄積を活用して開発専門家育成を行い、アジア・アフリカ諸国の行政機関等から将来の政策立案を担う研修生の受入を通じて開発途上国政府の政策立案・実施機能の向上に貢献するほか、開発協力を担う日本人開発専門家の養成を図る。特に、平成 25 年から始まったアフリカ諸国からの研修生受入を海外事務所等の協力を得ながら拡充する。また、日本国内及び海外でのフォローアップ研修を通じて、開発途上国政府等における IDEAS 研修生ネットワークの拡充・活用を図る。

アジア経済研究所は、開発途上地域についての世界有数の専門図書館であるアジア経済研究所図書館（蔵書 65 万冊）を中核とする知識インフラを提供する。貴重資料や研究所出版物の電子提供等の拡充を通じて資料の活用と利便性の向上を図るほか、資料展・講演会等の実施や図書館共同利用制度を通じて大学・研究機関の図書館等との連携を強化する。

2. 業務運営の効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置

日本再興戦略において取り組むものとされている役割と政府目標を踏まえつつ、機構の業務の必要性及びその達成度合を政府・国民に対して分かりやすく示し、政府・国民に対して説明責任を果たすため、事業のアウトプットに関わる定量的目標のみならず、できる限り企業等の事業成果（アウトカム）に着目した目標など、事業の特性や政策ニーズ等に応じた実効性を伴う質の高い目標の策定や企業の成功事例など具体的な定性的アウトカムの創出を図る。こうした事業成果向上に資する目標の達成に向けては、組織として、PDCA サイクルに基づく業務実績・活動の把握や成果向上に向けての業務改善やその効率化に取り組む。

(1) 一般管理費及び業務経費の効率化

運営費交付金を充当して行う業務については、第四期中期目標期間中、一般管理費及び業務経費の合計について毎年度平均で前年度比 1.15%以上の効率化を行う。

この他、各年度以降で新たに必要となり運営費交付金を充当して行う事業についても、翌年度から年 1.15%程度の効率化を図る。

(2) 組織体制・運営の見直し

①本部組織

ビジネスの仕組みがグローバルに拡大しつつある中、国内外の企業からのビジネス支援ニーズに多面的かつ効率的に応えるべく、以下の視点から本部の組織体制を再構築する。

(i) 顧客支援強化に向けた体制の整備

顧客からのファーストコンタクト窓口を担うとともに、顧客サービスの向上を推進する部署を新設する。

(ii) 政府の成長戦略への貢献に向けた体制の強化

対日直接投資の促進事業の拡大のため、二次投資支援を含めた体制を抜本的に強化する。また、農林水産物・食品の輸出促進についても政府が進める品目別のオール・ジャパンでの取組にきめ細かく対応するため、品目別支援体制を構築するほか、農林水産物・食品の輸出促進にミッションを特化した新たな組織（日本食品海外プロモーションセンター）を機構内に創設する。さらに、地方創生を推進するため組織横断的視点を持つ部署を新設する。

(iii) 企業ニーズに的確に対応する体制の構築

企業に一層寄り添ったビジネス支援を強化するため「産業別」の部を再編し、我が国企業の海外展開支援のみならず産業の専門性を活かしたインバウンドの取組支援を行う。また、企業のニーズが高まっている海外での知的財産権の活用、イノベーションの促進及び海外の基準・認証への対応等の業務を担う部署を新設する。

②アジア経済研究所

国際機関等との研究連携・国際共同研究の一層の推進や重点的な研究課題の企画・調整機能の強化を図る。また、研究の質的向上を図るため、外部有識者からなる「業績評価委員会」が選定する外部の研究者による研究成果の評価を実施するほか、アジア経済研究所内の「研究企画委員会」による内部査読を実施する。特に政策的・社会的な研究ニーズ把握と研究事業の適正化のため、産業界、学界、メディア等の有識者で構成される「調査研究懇談会」を活用する。

③国内事務所

国内事務所については、自治体や関係団体等との連携を加速化させ、地元企業・産業の海外展開、外国企業の投資誘致や訪日外国人の誘致などの地域経済活性化等に資する取組を進める。特に、覚書（MOU）を締結済みの独立行政法人中小企業基盤整備機構、商工組合中央金庫、日本政策金融公庫等の関係団体とは、中小企業の海外展開支援が一体的に行えるよう、企業の共同訪問、セミナー・展示会・商談会開催や海外ミッション派遣などで

一層の連携協力を図る。加えて、独立行政法人中小企業基盤整備機構とは地方事務所の共用化又は近接化を推進する。

なお、地域貢献等における具体的な成果を創出するに当たっては、都道府県ごとのきめ細かな体制と全国 8 ヶ所に設置した「地域統括センター」を基点とする広域体制とを両立させた体制の整備を更に推進し、国内事務所ネットワークの強化を図るとともに、各自治体等からの負担金拡大、委託業務費の拠出や研修生をはじめとする人的派遣等について積極的に働きかけ、運営基盤の強化を図る。

④海外事務所

海外事務所については、事務所単位での評価や民間サービスの状況等を踏まえ、既存事務所の更なる見直しを実施し、事業成果の向上に資する海外ネットワークの在り方について検証・検討を行い、必要な拠点・ネットワークの強化を図る。具体的には、欧米先進国における対日直接投資促進やジャパン・ブランドの発信等の強化に向けた一層の効率的な業務体制の整備を図るとともに、将来ニーズの高い新興国における体制の充実を図る。

なお、配置の妥当性については、日本企業の現地への進出状況など、定量的・定性的な情報を総合的に把握した上で検証する。

また、事業の連携強化等を図るため、独立行政法人国際協力機構、独立行政法人国際交流基金及び独立行政法人国際観光振興機構の海外事務所との共用化又は近接化を進める。

(3) 調達方法の見直し

日本貿易振興機構は、迅速かつ効果的な調達の観点から、調達全般にわたって不断に合理化に取り組むとともに、「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」（平成 27 年 5 月 25 日付総務大臣決定）を踏まえて策定した「調達等合理化計画」に掲げられた目標を達成するものとする。

(4) 人件費管理の適正化

政府の成長戦略を実現し、日本経済が更なる成長を遂げ、我が国及び地域経済の再生を果たすため、第四期中期目標期間中の機構の果たすべき役割が増大することが見込まれることから、政府や社会から期待される役割を果たすために必要となる適正な人員を配置する。その際、給与水準の合理性・妥当性について、国家公務員及び機構と就職希望者が競合する業種に属する民間事業者等の給与水準との比較など厳格に検証を行う。その上で、業務の性格や難度に応じた職種の多様化や組織の大括り化などによる管理職ポストの抑制などにより給与水準の適正化を図り、毎年度の給与水準及びその合理性・妥当性をウェブサイト等で、対外的に公表する。

(5) 厳格な評価と費用対効果の分析に基づく業務運営

業務運営に当たっては、政府方針、他機関との役割分担等を踏まえつつ、事業の実施に要した費用及び事業によって得られた効果を把握・分析することで、限られた資源を最大

限活用し、事業成果を一層高める。具体的には、四半期ごとに事業別の進捗状況を確認しつつ、機構内部に設置された「アウトカム向上委員会」を定期的で開催し、中期目標・中期計画・年度計画で定められた目標値の達成状況を確認するとともに、目標達成に必要な人材・予算等の資源の再配分を行うことで、着実な目標の達成と事業の効率的な実施を図る。

国内外事務所については、事務所単位で目標値を設定するとともに、事務所単位で費用を把握した上で、本部と同様に、四半期ごとの進捗管理を行い、アウトカム向上委員会での評価を通じた資源の再配分等を行う。その際、国内事務所については、「貿易情報センターの設置・運営に関する考え方」を定め、それに沿って事務所の設置及び運営についての評価や見直しを行う。また、事業評価を各事務所長の業績評価と連動させ事務所運営に係る責任の所在を明確にすることで、事務所単位でのサービスの質の向上、ひいては事務所ネットワークの効率化・質の向上を図る。

機構による自己評価を経て経済産業省において確定される事業年度及び中期目標期間の業績評価の結果については、組織や役職員のインセンティブ確保に結びつけるべく、次年度以降の内部の予算や人員配置に反映させるとともに、従来の役員の業績給等に加え、職員の処遇にも適正に反映させるべく見直しを図る。

(6) 民間委託（外部委託）の拡大等

民間委託の拡大に当たっては、業務ワークフローなどの不断の見直しや必要となるコストの検証を実施しつつ、これまで効率化を進めてきた人事、給与、物品調達などの管理的業務に加えて、セミナー・講演会の開催準備など、各種事業の実施に伴う定型的な業務等、外部委託の可能性がある業務を特定し、外部委託を推進して業務の効率化を進める。また、官民競争入札等の対象案件については、一層のコスト削減及びサービスの質の向上に努める。

(7) 業務の電子化

機構内及び関係機関、支援企業等との迅速かつ効率的な情報共有、意思疎通、さらには、適切な意思決定等の業務効率化を可能とするべく、業務フローの改善をしつつ、IT 技術の活用を推進する。例えば、タブレット端末や WEB・TV 会議システム等を活用した時間と場所に縛られない執務環境の整備、企業の利用・支援状況等を一元的に管理するデータベースの構築、活用を図るとともに、決裁・申請手続きの電子化について、業務フローの改善をしつつ、システムの活用・導入を進める。

IT 技術を活用した執務環境の整備に際しては、これまで以上に調達時期の調整を図るとともに、外部専門家による意見等も踏まえ、クラウドシステム、多様なデバイスに対応するシステム、WEB 会議室等その使用用途に的確に対応した機器、サービスを調達することにより、今中期目標期間中に計画されている「ジェトロ共通システム基盤」の更改においては、投資コストを現基盤と比較し、その抑制を図りつつ、利用形態の高度化を推進する。

3. 財務内容の改善に関する事項

日本再興戦略などで示された機構への政策的な期待・要請に応えるため、財政基盤の一層の健全化を図るとともに、必要な経営資源を機動的に投入していく。また、自己収入の拡大に引き続き取り組む。さらに、業務運営に当たっては、政府方針、他機関との役割分担等を踏まえ、これまで以上に、業務の優先順位を明確にし、それに応じた経営資源（人員・予算など）の最適配分を行い、限られた資源を最大限活用し、事業成果を一層高める。また、財務内容の健全性を確保する観点から、資金の借入については、特段の事情がない限り厳に慎む。

(1) 自己収入拡大への取組

自己収入の拡大については、第一期から第三期中期目標期間においても取り組んできたところであるが、限られた財源の中でより多くの事業ニーズに対応できるよう、引き続き組織・事業運営の財政基盤を強化し、国への財政負担を抑制する経営努力を図る。

具体的には、受益者が特定できること、受益者に応分の負担能力があること、負担を求めることで事業目的が損なわれないことといった条件を踏まえつつ、セミナー・展示会・商談会等の開催時には更なる受益者負担を求めるとともに、会費収入や外部からの負担金や受託収入の増加を目指す。これに向けて、例えば展示会では、展示規模の大型化や、業界団体等からの海外展示会開催に係る受託事業のニーズや採算性の調査を行い、事業化について検討する。また、企業、業界団体、自治体等からの受益者負担を伴う形で、外部講演や企業向けブリーフィング、海外情報の収集・提供等に関する事業を拡大する。そのために、提供する情報の質の向上に取り組みながら必要な国内外の体制も構築し、更なる顧客サービスの向上と自己収入の拡大の好循環を形成する。

なお、受益者負担や受託収入等の拡大を求めるに当たっては、中小企業へのサービス提供の質・量が損なわれないよう該当事業の適切なコスト把握を行い、それを踏まえた利用者負担の決定を行う。また、科学研究費補助金など競争的資金や各種学術助成金の獲得を奨励することで研究の充実を図る。

(2) 運営費交付金の適切な執行に向けた取組

運営費交付金については、収益化単位ごとに予算と実績の管理を行うとともに、各年度期末における運営費交付金債務に関し、その発生要因を厳格に分析し、減少に向けた努力を行うこととする。

(3) 保有資産の有効活用等に係る見直し

機構の保有する資産については、詳細な資産情報の公表を引き続き行い、多角的な観点からその保有の必要性について検証を行う。

職員宿舎については、平成 27 年 3 月末まで被災者用住宅として流山市へ無償貸与して

いる江戸川台宿舎を、入居者の避難終了後、速やかに国庫納付するとともに、「独立行政法人の職員宿舎の見直しに関する実施計画」等を受けて策定した職員宿舎見直し計画に沿って、一部廃止や借上げ宿舎の戸数減などを着実に実施する。IBSC については、地方への投資誘致に向けた機運の高まりを踏まえ、効率的な事業の実施に向けて、自治体等との調整を図る。

(4) 決算情報・セグメント情報の公表の充実等

機構の財務内容等の更なる透明性の確保や、活動内容を政府や国民に対して分かりやすく示すことで理解を促す観点に加え、事業ごとの費用対効果を分析し適正な資源配分を行う観点から、事業のまとまりごとに決算情報・セグメント情報を把握し公表する。

4. 予算（人件費の見積もりを含む）、収支計画及び資金計画

別添のとおり。

5. 短期借入金の限度額

7, 031 百万円

(理由) 運営費交付金及び補助金の受入れが最大 3 カ月分遅れた場合、事故の発生等により緊急に対策費が必要となった場合等を想定して、運営費交付金及び補助金の約 3 カ月分を短期借入金の限度額とする。

6. 財産の処分に関する計画

財産処分手続中の対日投資・貿易相談ワンストップサービスセンター(北九州) (福岡県北九州市小倉北区浅野) について、中期目標期間中の早期に手続きを完了する。

7. 剰余金の使途

- ・ 海外有識者、有力者の招へいの追加的实施
- ・ 展示会、セミナー、講演会等の追加的实施 (新規事業実施のための事前調査の実施を含む。)
- ・ 先行的な開発途上国研究の実施
- ・ 緊急な政策要請に対応する事業の実施
- ・ 職員教育の充実・就労環境改善
- ・ 外部環境の変化への対応
- ・ 業務の電子化、民間委託の推進等の業務効率化に向けた追加的取組
- ・ 施設及び設備の充実・改修

- ・ サービス向上や認知度向上に向けた追加的取組

8. その他主務省令で定める業務運営に関する事項

(1) 施設・設備に関する計画

なし

(2) 人事に関する計画

①効果的・効率的な業務運営に向けた人員の最適配置

中期目標を踏まえ、管理部門・調査部門等の人員配置の合理化を図りつつ、国内外事務所および重点事業部門への人員配置を進める。具体的には、高度専門人材の獲得やナショナル・スタッフの活用を含め、対日直接投資促進に従事する内外の人員体制を抜本的に強化し、世界水準の誘致体制を構築する。また、農林水産物・食品の輸出促進、地方創生、新興国展開支援等その他の重点分野について、専門人材を活用するなどして、人員体制を強化する。

②人材多様化に向けた取組

勤務地限定制度の着実な運用、出勤シフトの柔軟化をはじめとする諸施策を講じ、様々なライフ・ステージに配慮した勤務環境の整備を行うとともに、キャリア形成に配慮した人員配置や研修機会の提供を通じて、女性の活躍を一層促進する。

また、外国人の採用を拡大するとともに、ナショナル・スタッフの登用を推進、管理職レベルのポストに配置するなど、積極的な活用を行う。このための環境整備として、連絡文書等の外国語化、国内外の人事管理の一元化を行う。

加えて、特定産業・地域・業務の専門性を有する高度専門人材を社会人採用や外部専門家として確保するほか、政府・自治体・民間企業・金融機関等からの外部人材の受入や、人事交流を拡大することで、人材の多様化を図っていく。

③人材育成の推進

人材育成については、各職員の専門性を一層向上させ、業務知識や経験を蓄積させるための環境を整備する。具体的には、外部専門家を充てているポストへの職員の配置や、民間出向研修を行う。また、新興国市場における活動が拡大している中、高度な情報収集や支援事業を可能とするため、特殊言語を中心として語学能力の向上に向けた職員の研修を強化する。

加えて、職員を早期に熟練させるため、入構5年目までを目途に本部および国内外事務所での勤務を経験させる。

その他、選抜型研修や階層別研修の強化を通じて、中核人材の育成についても着実に進める。

④ワーク・ライフ・バランスの確保と活力のある職場作りに向けた取組

ワーク・ライフ・バランスの確保と職員の心身の健康維持に向けて、有給休暇の完全取得及び超過勤務の解消を目指し、各年度で具体的な目標及び取組内容を定め、その実施状況を検証する。

また、全職員が目標を共有し、コミュニケーションを活発化することで、前例にとられない柔軟な発想による取組を積極的に推進するなど、一層活力ある職場作りを進める。

(3) 積立金の処分

前期中期目標期間の最終事業年度において、独立行政法人通則法第 44 条の処理を行った後の積立金に相当する金額のうち経済産業大臣の承認を受けた金額について、前期中期目標期間終了までに自己収入財源で取得し、当期中期目標期間に繰り越した固定資産の減価償却に要する費用等に充当する。

(4) 中期目標期間を超える債務負担

中期目標期間を超える債務負担については、契約の性質上やむを得ない場合には、次期中期目標期間にわたって契約を行う。

9. その他業務運営に関する重要事項

(1) 内部統制

中期目標で示された内部統制の充実に向けた目標を実現するため、以下の方策を早期に検討し、実行するとともに、その維持を図る。

- ・ 行動憲章を周知徹底するため、職員の理解状況を毎年度点検する。
- ・ 原則、週 1 回開催する役員会の会議結果につき、指示事項を明確にした上で、国内外事務所を含む各部署の長に速やかに伝達し、認識を共有する。
- ・ 内部統制に関する規程を整備する。
- ・ 年度当たり 2 回開催するアウトカム向上委員会を通じて、各部署の事業の進捗状況、予算の執行状況及び目標達成状況等を確認し、PDCA サイクルに基づく業務改善、予算再配分や人員再配置等の見直しを実施することで、事業成果の向上を図る。
- ・ 組織横断的にリスクの把握・評価を行う体制を整備する。
- ・ 研究不正防止に関係する規程類の内容について引き続き研修等で周知徹底を図るほか、研究参加者への配慮等が確実に行われるように研究倫理審査を充実させる。

(2) 情報管理

情報公開について、「独立行政法人等の保有する情報公開に関する法律」（平成 13 年度法律第 140 号）に基づき適時、正確な情報公開を行う。

個人情報保護について、機構内全職員を対象に個人情報保護に関する研修や点検を毎年度実施し、「独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律」（平成 15 年法律第 59 号）に基づいた情報の管理・保護を徹底する。

(3) 情報セキュリティの強化

内閣官房情報セキュリティセンター（NISC）策定の「政府機関の情報セキュリティ対策のための統一基準」に基づき、既存の「情報セキュリティ規程及び情報セキュリティマニュアル」や情報通信機器・ソフトウェアについて、情報セキュリティ上の脅威に対する対応状況について常時確認、更新を行う。特に、海外事務所に対する外部からの標的型ウイルス攻撃等の増加に対応すべく、海外ネットワークにおける情報セキュリティ基盤の強化を図る。また、機構内の情報セキュリティリテラシの向上を図るため、情報セキュリティ研修を毎年度実施し、受講を徹底する。

(4) 安全管理

天災や突発的な事故等の非常事態に備え、既存の安全管理に関する規程やマニュアル等について、国内外の安全に関する情勢に応じて、常時点検、更新する。

外部専門機関の活用、在外公館や関係機関との協力関係の構築などにより、海外での安全情報を適宜把握し、迅速かつ適切な対策を講じる。

(5) 顧客サービスの向上及び認知度の向上

民間企業等に対して機構のサービス内容を伝え、意見を聴取するために平成 26 年度に設置した「サービス向上会議」に加えて、毎年度、全国で、各地域の有識者等から意見を聴取する取組を新たに行う。さらに、ウェブサイトのトップページに設置したご意見箱を通じて不特定のお客様の声を集めるなど、重層的な取組を推進することで、幅広い意見を取り入れ、更なる顧客サービスの質的向上・改善を図る。

また、より多くの顧客層に対し機構の事業への認知度を高め、サービスを利用してもらうべく、(a) 国内外ネットワークを活用した支援機関、政府・自治体、メディアなど発信力のある関係者（インフルエンサー）を通じての機構事業の PR・理解促進、(b) 統一的な広報ツールの構築、(c) ソーシャル・ネットワーク・サービス等を活用した対外発信の強化など、効果的な広報戦略について検討し、早期実行を目指す。

(別添)

○予算（平成27～30年度）

(単位：百万円)

区 分	合計					
		対日直接投資の促進	農林水産物・食品の 輸出促進	中堅・中小企業など 我が国企業の海外展 開支援	我が国企業活動や通 商政策への貢献	共通
収 入						
運営費交付金収入	107,101	13,436	11,350	48,823	27,392	6,100
国庫補助金収入	19,613	-	5,837	13,220	557	-
受託収入	8,654	85	175	8,058	336	-
うち国からの受託収入	2,142	-	-	2,142	-	-
うちその他からの受託収入	6,512	85	175	5,916	336	-
業務収入	14,511	1,279	2,318	8,860	2,054	-
その他の収入	360	1	1	3	282	74
計	150,238	14,801	19,681	78,963	30,620	6,174
支 出						
業務経費	136,854	14,933	19,803	71,240	30,878	-
受託経費	6,519	54	135	6,135	195	-
一般管理費	6,865	-	-	-	-	6,865
計	150,238	14,987	19,937	77,376	31,073	6,865

[人件費の見積り]

期間中総額59,000百万円を支出する。

但し、上記の額は、役員報酬並びに職員基準内給与、職員諸手当、超過勤務手当、退職手当、在勤手当、諸支出金及び現地採用者給与等に相当する範囲の費用である。

[退職給付債務財源の考え方]

退職一時金については、運営費交付金を財源とする。年金債務及び厚生年金基金積立不足解消のための財源は、運営費交付金によって措置することとする。

[運営費交付金の算定ルール]

別紙のとおり

[注]

・運営費交付金収入及び業務経費には、平成27年度補正予算(第1号)により措置された「一億総活躍社会の実現に向けて緊急に実施すべき対策」（平成27年11月26日一億総活躍国民会議取りまとめ）及び「総合的なTPP関連政策大綱」（平成27年11月25日TPP総合対策本部決定）の地方実務担当者向け外国企業誘致研修等支援事業に係る事業費及び海外展開戦略等支援事業に係る事業費（合計6,093百万円）、及び平成28年度補正予算（第2号）により措置された「未来への投資を実現する経済対策」（平成28年8月2日閣議決定）の21世紀型のインフラ整備の推進及び中小企業・小規模事業者の支援を図るため行う海外展開支援に係る事業費（合計4,314百万円）、及び平成29年度補正予算（第1号）により措置された生産性革命の実現を図るため行うベンチャー企業支援事業に係る事業費及び「総合的なTPP等関連政策大綱」（平成29年11月24日TPP総合対策本部決定）に基づく農林水産物・食品のグローバル市場開拓に係る事業、ベンチャー企業支援事業、海外展開等支援事業に係る事業費（合計2,886百万円）が含まれている。

・各欄積算と合計欄の数字は四捨五入の関係で一致しないことがある。

○収支計画（平成27～30年度）

（単位：百万円）

区 分	合計					
	対日直接投資の促進	農林水産物・食品の 輸出促進	中堅・中小企業など 我が国企業の 海外展開支援	我が国企業活動や 通商政策への貢献	共通	
費用の部	150,697	14,980	19,942	77,399	31,557	6,818
経常費用	150,692	14,980	19,941	77,397	31,556	6,817
業務経費	135,736	14,841	19,676	70,795	30,424	-
受託業務費	6,519	54	135	6,135	195	-
一般管理費	6,643	-	-	-	-	6,643
減価償却費	1,794	85	130	467	938	175
財務費用	5	0	1	3	1	1
臨時損失	-	-	-	-	-	-
収益の部	150,755	14,787	19,678	78,944	31,083	6,262
運営費交付金収益	106,598	13,374	11,274	48,539	27,322	6,089
国庫補助金収入	19,613	-	5,837	13,220	557	-
国からの受託収入	2,142	-	-	2,142	-	-
その他からの受託収入	6,512	85	175	5,916	336	-
業務収入	14,511	1,279	2,318	8,860	2,054	-
その他の収入	360	1	1	3	282	74
資産見返負債戻入	1,018	48	74	265	532	99
財務収益	-	-	-	-	-	-
臨時利益	-	-	-	-	-	-
純利益	57	▲193	▲263	1,544	▲474	▲557
目的積立金取崩額	-	-	-	-	-	-
総利益	57	▲193	▲263	1,544	▲474	▲557

[注]

・減価償却費の算出にあたっては、特殊法人において出資金及び自己財源で取得した償却資産（貸借対照表上に見返り補助金を計上していない資産）は、全て特定償却資産に指定されている。

・各欄積算と合計欄の数字は四捨五入の関係で一致しないことがある。

○資金計画（平成27～30年度）

（単位：百万円）

区 分	合計					
	対日直接投資の 促進	農林水産物・ 食品の輸出促進	中堅・中小企業など 我が国企業の 海外展開支援	我が国企業活動や 通商政策への貢献	共通	
資金支出	149,847	14,817	19,824	77,125	31,095	6,987
業務活動による支出	148,373	14,721	19,675	76,662	30,616	6,701
業務経費	133,990	14,543	19,381	69,901	30,164	-
受託業務費	6,519	54	135	6,135	195	-
その他の支出	7,864	123	159	625	257	6,701
投資活動による支出	572	63	78	286	69	76
有形固定資産及び無形固定資産の取得による支出	572	63	78	286	69	76
財務活動による支出	803	33	63	175	386	145
リース債務の返済による支出	763	29	48	157	384	145
不要財産に係る国庫納付等による支出	40	4	15	19	2	-
次期中期計画期間への繰越金	99	1	8	2	23	65
資金収入	149,847	14,817	19,824	77,125	31,095	6,987
業務活動による収入	148,334	14,801	19,681	77,058	30,620	6,174
運営費交付金による収入	107,101	13,436	11,350	48,823	27,392	6,100
国庫補助金による収入	19,613	-	5,837	13,220	557	-
国からの受託収入	2,142	-	-	2,142	-	-
その他からの受託収入	6,512	85	175	5,916	336	-
業務収入	12,607	1,279	2,318	6,956	2,054	-
その他の収入	360	1	1	3	282	74
投資活動による収入	-	-	-	-	-	-
貸付金の回収による収入	-	-	-	-	-	-
財務活動による収入	-	-	-	-	-	-
前年度よりの繰越金	1,513	16	143	66	474	813

[注]各欄積算と合計欄の数字は四捨五入の関係で一致しないことがある。

運営費交付金算定ルール

平成 27 年度から平成 30 年度までの各事業年度における運営費交付金(G)については、次の数式により算出する。

$$G_{(i)} = A_{(i)} \times \alpha + B_{(i)} \times \beta \pm X + \lambda - \text{自己収入}$$

$G_{(i)}$: 当該事業年度の運営費交付金

$A_{(i)}$: 当該事業年度の物件費

$B_{(i)}$: 当該事業年度の人件費

α : 物件費効率化係数

β : 人件費効率化係数

X : 法人の業務の進捗状況や財務状況、新たな政策ニーズへの対応、主務大臣による評価等を勘案し決定する経費

λ : 当該事業年度の退職予定者及び前年度以前の予定外退職者により想定される各事業年度の退職手当額

i : 当該事業年度

(1) 物件費

各事業年度の物件費(A)は、以下の式により決定する。

$A_{(i)}$: 当該事業年度における物件費で次の式により算出する。

$$A_{(i)} = A_{(i-1)} \times \sigma$$

σ : 消費者物価指数。各事業年度の予算編成過程において当該事業年度の具体的な係数値を決定。

(2) 人件費

各事業年度の人件費(B)は、以下の式により決定する。

$B_{(i)}$: 当該事業年度における人件費(基本給等+退職手当)のうち退職手当を除いた経費で次の式により算出する。

$$B_{(i)} = B_{(i-1)} \times \mu$$

μ : 人件費調整係数。各事業年度の予算編成過程において、昇給原資、給与改定及び為替変動分等を勘案し、当年度における具体的な係数値を決定。

基本給等 : 役員報酬並びに職員基準内給与、職員諸手当、超過勤務手当で、在勤手当、諸支出金及び現地採用者給与等に相当する範囲の費用。

(3) 自己収入

各事業年度の自己収入は、以下の式により決定する。

各事業年度の自己収入の見積額 $\times \theta$ (調整係数)

θ : 自己収入の増加策等を勘案した係数として、各事業年度における予算編成過程において当該事業年度における具体的な係数値を決定。係数値の決定にあたっては、機構の経営努力による自己収入の増加に向けたインセンティブが作用するよう配慮し、各事業年度の予算編成過程において当該事業年度の具体的な係数値を決定。

上記の算定式に基づき、一定の仮定の下に中期計画の予算を試算。

- ・ α (物件費効率化係数) については、一般管理費と業務経費の合計を前年度比 1.15% の効率化を図る前提で試算。
- ・ β (人件費効率化係数) については、各事業年度とも 1 として試算。
- ・ X (政策的経費) については、27 年度は 2,091,316 千円、28 年度は 1,967,572 千円、29 年度は 1,967,572 千円、30 年度は 1,967,572 千円として試算。
- ・ λ (退職手当) については、27 年度は 437,434 千円、28 年度は 413,250 千円、29 年度は 519,406 千円、30 年度は 563,095 千円として試算。
- ・ μ (人件費調整係数) については、各事業年度とも 1 として試算。
- ・ σ (消費者物価指数) については、27 年度、28 年度、29 年度、30 年度は $\pm 0\%$ として試算。
- ・ θ (自己収入調整係数) については、自己収入を各事業年度とも前年度比で 1,000 万円程度増加することを前提に試算。

以上